

松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱

平成26年9月29日

告示第378号

改正 平成28年3月31日告示第107号

(題名改称)

平成30年3月30日告示第43号

令和3年3月16日告示第63号

令和5年2月24日告示第55号

令和6年2月14日告示第43号

(目的)

第1条 この要綱は、マツノザイセンチュウによる松枯れ被害(以下「松くい虫被害」という。)のまん延防止、及び松くい虫被害木の倒木から市民生活の安全を図るため、松くい虫被害が発生している地域において松を所有又は管理する者が行う松くい虫被害防除事業(以下「防除事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる防除事業は、市内に松を所有し、又は管理する個人又は団体(以下「所有者等」という。)が、当該松に対し、松くい虫被害防除のために行う次に掲げる事業とする。

(1) 市内の松くい虫被害が発生している地域において管理されている松くい虫被害を受けていない健全な松に対し、所有者等が自ら又は事業者等に業務を委託して薬剤樹幹注入(以下「樹幹注入」という。)を行う事業で、良好な景観及び風致の維持のために必要なもの

(2) 市内の松くい虫被害が発生している地域において管理されている松くい虫被害により枯死した松に対し、所有者等が事業者等に業務を委託して次に掲げるいずれかの処理を行う伐倒駆除事業で、良好な景観及び風致の維持のために必要なもの

ア 伐倒処理及び枝条を含めた全量の破砕処理

イ 伐倒処理及び枝条を含めた全量の焼却処分(ただし、焼却処分は所有者又は委託業者等が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準じて適正に焼却する場合に限る。)

ウ 伐倒処理及び枝条を含めた全量のくん蒸処理

エ 伐倒処理（マツノマダラカミキリ羽化脱出後の枯死木に限る）

（３） 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

２ この要綱に基づく補助対象事業により樹幹注入を実施した松は、補助金の交付を受けた年度の年度末から起算して５年を経過した後でなければ、再びこの要綱による補助対象とすることはできない。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる者は、所有者等で、個人又は法人の場合は、市税を滞納していないものとする。

（補助対象経費等）

第４条 補助対象経費等は、次のとおりとする。

事業区分	所有者等	補助対象経費	補助率等
樹幹注入	個人	樹幹注入薬剤の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）	２分の１以内（補助限度額 15,000 円）
	団体		２分の１以内（補助限度額 50,000 円）
伐倒駆除	個人又は団体	伐倒処理及び破砕処理、焼却処分又はくん蒸処理に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）	２分の１以内（補助限度額 100,000 円）

２ 前項の規定により算出した補助金の額に 10 円未満の端数金額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画書の提出）

第５条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業実施前に松本市松くい虫被害防除事業補助金事業計画書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１） 事業実施箇所の位置図

（２） 事業実施前の松の状態が分かる写真

（３） 伐倒駆除においては、事業費内訳がわかる見積書

（４） 所有者等以外の者が申請する場合には、事業実施に係る所有者等の同意書

（５） 個人又は法人の場合には、市税の滞納がない証明書（ただし、申請する個人又は法人の税情報を市職員が閲覧することについて同意する場合は不要）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する申請書及び規則第 1 2 条に規定する実績報告書は、松本市松くい虫被害防除事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第 2 号。以下「申請書」という。) によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業を実施した松の配置図

(2) 事業実施時の松の写真

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し及び内訳書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請ができる回数は、各事業区分につき同一年度内に同一申請者 1 回限りとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第 7 条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の決定及び補助金額の確定をし、松本市松くい虫被害防除事業補助金交付決定通知書兼確定通知書 (様式第 3 号) により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、松本市松くい虫被害防除事業補助金交付請求書 (様式第 4 号) によるものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 3 1 日告示第 1 0 7 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市松くい虫被害予防事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (平成 3 0 年 3 月 3 0 日告示第 4 3 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和5年2月24日告示第55号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市松くい虫被害防除事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号(第5条関係)

松本市松くい虫被害防除事業補助金事業計画書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

電話

(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

年度において、松くい虫被害防除事業を下記のとおり実施したいので、事業計画書を提出します。

記

1 事業実施箇所	松本市
2 事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日
3 補助対象事業	樹幹注入 伐倒駆除
4 事業実施する松の本数	本
5 概算事業費(税込) 樹幹注入の場合は内訳 (薬剤単価×本数)	円(@ 円× 本)

6 添付書類

事業実施箇所の位置図

事業実施前の松の状態が分かる写真

伐倒駆除においては、事業費内訳がわかる見積書

所有者等以外の者が申請する場合には、事業実施に係る所有者等の同意書

個人又は法人の場合には、市税の滞納がない証明書(ただし、申請する個人又は法人の税情報を市職員が閲覧することについて同意する場合は不要)

市職員が税情報を閲覧することに

・同意する(生年月日 年 月 日) ・同意しない(いずれかに○)

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

松本市松くい虫被害防除事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先） 松本市長

住所

氏名

電話

〔 団体にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで提出した松本市松くい虫被害防除事業補助金事業計画書に基づいて、松くい虫被害防除事業を実施しましたので、下記のとおり松本市松くい虫被害防除事業補助金の交付を申請します。

記

1 事業実施箇所	松本市
2 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 補助対象事業	樹幹注入 伐倒駆除
4 事業内容	別紙付表のとおり
5 補助対象事業費	円
6 補助金交付申請額	円

7 添付書類

- (1) 事業を実施した松の配置図
- (2) 事業実施時の松の写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し及び内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

付表1 樹幹注入内訳表

番号	使用薬剤名	実施方法 (いずれかに○)	実施松の胸高直径 (cm)	薬剤本数 (本)
1		直営・委託		
2		直営・委託		
3		直営・委託		
4		直営・委託		
5		直営・委託		
6		直営・委託		
7		直営・委託		
8		直営・委託		
9		直営・委託		
10		直営・委託		
11		直営・委託		
12		直営・委託		
13		直営・委託		
14		直営・委託		
15		直営・委託		
16		直営・委託		
17		直営・委託		
18		直営・委託		
19		直営・委託		
20		直営・委託		

使用薬剤合計本数	①	本
薬剤の単価	②	円
補助対象事業費 ①×②	③	円
補助金交付申請額 ③×1/2 ※ 限 個人 15,000 円 団体 50,000 円		円

付表2 伐倒駆除内訳表

番号	実施した松の胸高直径及び樹高			処理の方法 (いずれかに○)		
1	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
2	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
3	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
4	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
5	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
6	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
7	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
8	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
9	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
10	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
11	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
12	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
13	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
14	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
15	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
16	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
17	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
18	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
19	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸
20	胸高直径	cm・樹高	m	破砕	焼却	くん蒸

伐倒駆除処理費用(補助対象事業費)	①	円
補助金交付申請額 ①×1/2 ※100,000円を超える場合は、100,000円		円

様式第3号(第7条関係)

松本市松くい虫被害防除事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のありました松本市松くい虫被害防除事業補助金の
交付について、下記のとおり決定及び確定をいたしましたので、松本市松くい虫被害防除事業
補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額(確定額) _____ 円

2 備考

様式第4号(第8条関係)

松本市松くい虫被害防除事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住所

氏名

電話

〔団体にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 指令第 号により補助金の交付決定及び確定があつた松本市松くい虫被害防除事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額(確定額) 円

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	店 所
口座の種類	当 座	・ 普 通
口座名義	(フリガナ)	
口座番号		

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)